

公印省略

7 建 第 1 8 6 9 号
令和 7 年 9 月 2 9 日

関係団体の長 殿

福岡県建築都市部建築指導課長

建設リサイクル法パトロール強化週間の協力依頼について

日頃から建設リサイクルの推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成14年に建設リサイクル法が施行され、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市では、違反工事の防止、是正指導を目的として適時パトロールを実施しているところです。今回は、令和7年10月20日(月)から10月24日(金)までを「建設リサイクル法パトロール強化週間」とし、当週間において、一斉パトロールの実施を予定しておりますのでお知らせいたします(別紙)。

また、フロン排出抑制法の改正(令和2年4月施行)や大気汚染防止法改正による石綿の飛散防止対策強化(令和3年4月施行)、石綿障害予防規則の改正(令和3年4月施行)を踏まえた石綿の適正な取扱いに関する関係法令の遵守についての啓発・周知及び、資源有効利用促進法の省令改正(令和5年1月施行)を踏まえた対象工事における再生資源利用(促進)計画書の現場掲示等法令遵守についての周知も併せて実施することとしております。

貴団体におかれましては、当週間の主旨をご理解いただき、建設リサイクル法の遵守並びに各会員の皆様への周知と建設リサイクルの更なる推進にご協力くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

福岡県建築都市部建築指導課企画係

担当 白水

TEL : 092-643-3720 (直通)

(別記)

建設リサイクル法パトロール強化週間への協力依頼関係団体

(公社)福岡県宅地建物取引業協会 会長 殿

(公社)全日本不動産協会 福岡県本部長 殿

福岡県建設業協同組合 理事長 殿

(一社)福岡県建設業協会 会長 殿

(一社)九州住宅産業協会 理事長 殿

(公社)福岡県建築士会 会長 殿

(一社)日本建築学会 九州支部長 殿

(公社)日本建築家協会 九州支部長 殿

(一社)福岡県建築士事務所協会 会長 殿

(公社)福岡県造園協会 理事長 殿

(一社)プレハブ建築協会 九州支部長 殿

福岡中小建設業協同組合 理事長 殿

(公社)日本建築積算協会 九州支部長 殿

(一社)福岡県防水工事業協会 会長 殿

(一社)福岡県建造物解体工業会 会長 殿

(一社)日本塗装工業会 福岡県支部長 殿

福岡県左官業組合連合会 会長 殿

(一社)福岡県建設専門工事業団体連合会 会長 殿

九州建設インテリア事業協同組合 理事長 殿

福岡県管工事業協同組合連合会 会長 殿

福岡県電設協力会 会長 殿

(一社)日本建設業連合会九州支部 支部長 殿

(一社)福岡県土木組合連合会 会長 殿

「建設リサイクル法パトロール強化週間 実施要綱」

1 目的

このパトロール強化週間は、建設リサイクル法その他関係法令の目的・内容について、広く県民の理解と認識を深めて、違反工事等の防止を図るとともに、建設リサイクル法が定める諸手続の徹底を図るための取り組みを実施することによって、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

また、この週間は、国土交通省・環境省の全国一斉パトロール及びPR活動等の実施依頼を受け、福岡県として建設リサイクル法の適正な執行を確保するために違反工事の防止を目的とし重点的にパトロールを実施する期間として設定したものである。

2 期間

令和7年10月20日（月）～令和7年10月24日（金）

3 実施主体

福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の建設部局及び環境部局
必要に応じ、福岡労働局及び労働基準監督署と連携を図ることとする。

4 重点目標

- (1) 届出の遵守
- (2) 分別解体等の適正な実施
- (3) 再資源化等の適正な実施
- (4) 建設業許可・解体工事業登録を受けた業者による施工
- (5) 建設リサイクル法の啓発
- (6) 石綿の取扱いに関する関係法令の遵守についての周知
- (7) フロン排出抑制法の遵守状況の確認及び法の周知
- (8) 資源有効利用促進法関係法令の遵守状況の確認及び法の周知

上記(1)～(5)については、建設リサイクル法の実効性の確保を徹底していくうえで継続的に取り組むべき重要な課題でもあるが、本週間では、特に重点的に取り組み、結果を総括して、今後の違反予防手続きの一層の徹底を図っていくための継続的取り組みの検討材料とする。

なお、(2)については、昨今、石綿等が混入した再生砕石が使用されている事案が有ることから、石綿含有建材（スレート板等の形成板等）の分別解体等が適正に実施されているか重点的に確認するものとする。また、一部事業者においては、工事現場での分別解体が適切に行われず、混合廃棄物の形態で事業場へ持ち帰ることで、廃棄物処理法の保管基準を超過している例も見受けられるため、当該事業者に対するパトロールを優先し、分別解体等が適正に実施されているか重点的に確認するものとする。

(6)については、解体工事で発生する非飛散性の産業廃棄物は、通常の産業廃棄物とは別の処理基準が規定されていることから、廃棄物処理法の遵守について重点的に周知徹底を図ることとする。

(7)については、フロン類の廃棄時回収率は未だ4割程度で推移しており、元請業者による第一種特定製品の有無の事前確認及び廃棄等実施者への書面交付・説明、廃棄等実施者のフロン類引渡義務の履行状況等重点的に確認し、法の周知徹底を図ることとする。

(8)については、資源有効利用促進法の省令改正により、再生資源利用（促進）計画書の現場掲示が義務付けられたことを受け、計画書の現場掲示の有無を確認し、法の遵守について周知徹底を図ることとする。

5 具体的実施項目

- (1) 通常パトロールの強化
建築基準法の検査等他の業務と兼任して、建設リサイクル通常パトロールの体制を強化、集中して実施する。
- (2) 違反工事への迅速な対応
「建設リサイクル法一斉パトロール実施要領（各特定行政庁作成）」により一斉パトロールを実施する。
次の4点を重点事項として、週間内に全ての工事現場等の検査を行う。
 - ① 届出の確認
 - ② 分別解体等、再資源化等の実施義務の指導
 - ③ 建設業許可、解体工事業登録証の掲示の指導
 - ④ 違反工事の防止・是正指導
- (3) 建設リサイクル法の目的・内容の周知
 - ① 県民に対して各種広報を行い、法のPRに努める。

- ② 関係団体に対して広報・協力依頼を行い、関係団体会員への法の浸透を図る。
- ③ 窓口及び解体・建設現場においてチラシの配布等により、対象建設工事の届出・通知の手続き、分別解体等・再資源化等の必要性を設計者、施工者等を通じて発注者に周知徹底する。
- (4) 石綿の取扱いに関する関係法令の遵守についての周知
 - ① 窓口及び解体・建設現場においてチラシの配布等により、関係法令の遵守についての周知を徹底する。
 - ② 関係機関と連携し解体現場における関係法令の遵守について周知徹底を図る。
- (5) フロン排出抑制法の遵守状況の確認及び法の周知
 - ① 窓口及び解体・建設現場においてチラシの配布等により、関係法令の遵守についての周知を徹底する。
 - ② 関係機関と連携し解体現場における関係法令の遵守について周知徹底を図る。
- (6) 資源有効利用促進法関係法令の遵守状況の確認及び法の周知
 - ① 窓口及び解体・建設現場においてチラシの配布等により、関係法令の遵守についての周知を徹底する。
 - ② 関係機関と連携し解体現場における関係法令の遵守について周知徹底を図る。

建設リサイクル法一斉パトロールを実施します！！

1 目的

平成14年5月30日に建設リサイクル法が完全施行され、その後、対象建設工事については工事着手前に届出が行われていますが、分別解体等及び再資源化等の適正な実施に向け適時実施しているパトロールを強化する期間として『建設リサイクル法パトロール強化週間』を定め、さらに当該週間には建設リサイクル法一斉パトロールを行います。この取り組みによって、建設リサイクル法における「届出の遵守」・「分別解体等の適正な実施」・「再資源化等の適正な実施」・「建設業許可・解体工事業登録を受けた業者による施工」の4点を中心に法のさらなる実効性を確保し、法の普及啓発を図ります。

併せて、解体工事現場における、フロン排出抑制、石綿の飛散防止及び建設発生土の再生利用の促進・適正処理のための関係法令の遵守について周知徹底を図ることとします。

2 期間

建設リサイクル法パトロール強化週間

令和7年10月20日（月）～10月24日（金）

福岡県建設リサイクル法一斉パトロール

実施年月日:令和7年10月22日(水)

＊地域により実施日が異なる場合があります。

3 実施主体

福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の建設部局及び環境部局
必要に応じ、福岡労働局及び労働基準監督署との連携を図ることとする

4 実施対象区域

県では、建設活動の活発な区域を中心に各県土整備事務所単位で実施します。
北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市域については、それぞれの市が実施します。

5 重点目標

- (1) 届出の遵守
- (2) 分別解体等の適正な実施
- (3) 再資源化等の適正な実施
- (4) 建設業許可・解体工事業登録を受けた業者による施工
- (5) 建設リサイクル法の啓発
- (6) 石綿の取扱いに関する関係法令の遵守についての周知
- (7) フロン排出抑制法の遵守状況の確認及び法の周知
- (8) 資源有効利用促進法関係法令の遵守状況の確認及び法の周知

6 具体的実施項目

- (1) 通常パトロールの強化
- (2) 違反工事への迅速な対応
- (3) 一斉パトロールの実施
次の4点を重点事項として、週間内に全ての工事現場等の検査を行う。
 - ① 届出の確認
 - ② 分別解体等、再資源化等の実施義務の指導
 - ③ 建設業許可、解体工事業登録証の掲示の指導
 - ④ 違反工事の防止・是正指導
- (4) 建設リサイクル法の目的・内容の周知
- (5) 石綿の取扱いに関する関係法令の遵守についての周知
- (6) フロン排出抑制法の遵守状況の確認及び法の周知
- (7) 資源有効利用促進法関係法令の遵守状況の確認及び法の周知

7 その他

建設リサイクル法の詳しい内容は、県のホームページ「建設リサイクル法について」をご覧ください。

建設リサイクル法に基づく届出先・分別解体等に関するお問い合わせ先

(1) 建築物に係る解体工事又は新築工事等

(建築系)

工事場所	届出先・お問い合わせ先		電話番号
北九州市内	北九州市都市戦略局指導部	建築指導課	093-582-2531
福岡市内	福岡市住宅都市みどり局 建築指導部	建築物安全推進課	092-711-4574
大牟田市内	大牟田市都市整備部	建築住宅課	0944-41-2797
久留米市内	久留米市都市建設部	建築指導課	0942-30-9320
筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、那珂川市	那珂県土整備事務所	建築指導課	092-513-5572
古賀市、糸島市、糟屋郡	福岡県土整備事務所	建築指導課	092-641-0169
中間市、遠賀郡、宗像市、福津市	北九州県土整備事務所	建築指導課	093-691-4585
直方市、宮若市、鞍手郡	直方県土整備事務所	建築指導課	0949-22-5639
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡(桂川町)	飯塚県土整備事務所	建築指導課	0948-21-4945
田川市、田川郡	田川県土整備事務所	建築指導課	0947-42-9117
朝倉市、朝倉郡	朝倉県土整備事務所	建築指導課	0946-22-1859
小郡市、うきは市、三井郡(大刀 洗町)	久留米県土整備事務所	建築指導課	0942-36-6315
みやま市、大川市、柳川市、三潞 郡(大木町)	南筑後県土整備事務所 柳川支所	建築指導課	0944-72-2564
八女市、筑後市、八女郡(広川町)	八女県土整備事務所	建築指導課	0943-22-6993
豊前市、築上郡、行橋市、京都郡	京築県土整備事務所	建築指導課	0979-82-3364

(2) 建築物以外に係る解体工事又は新築工事等

(土木系)

工事場所	届出先・お問い合わせ先		電話番号
北九州市内	北九州市都市戦略局指導部	建築指導課	093-582-2531
福岡市内	福岡市住宅都市みどり局 建築指導部	建築物安全推進課	092-711-4574
大牟田市内	大牟田市都市整備部	建築住宅課	0944-41-2797
久留米市内	久留米市都市建設部	建築指導課	0942-30-9320
筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、那珂川市	那珂県土整備事務所	用地課	092-513-5564
古賀市、糟屋郡	福岡県土整備事務所	管理課	092-641-1196
糸島市	〃 前原支所	庶務課	092-322-2961
中間市、遠賀郡	北九州県土整備事務所	用地課	093-691-2764
宗像市、福津市	〃 宗像支所	庶務課	0940-36-2372
直方市、宮若市、鞍手郡	直方県土整備事務所	用地課	0949-22-5617
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡(桂川町)	飯塚県土整備事務所	用地課	0948-21-4935
田川市、田川郡	田川県土整備事務所	用地課	0947-42-9112
朝倉市、朝倉郡	朝倉県土整備事務所	用地課	0946-22-8982
小郡市、うきは市、三井郡(大刀 洗町)	久留米県土整備事務所	用地課	0942-36-6306
みやま市、大川市、柳川市、三潞 郡(大木町)	南筑後県土整備事務所 柳川支所	庶務課	0944-72-4158
八女市、筑後市、八女郡(広川町)	八女県土整備事務所	用地課	0943-22-6985
豊前市、築上郡	京築県土整備事務所	用地課	0979-82-3388
行橋市、京都郡	〃 行橋支所	庶務課	0930-23-1746